

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度第2回鹿屋警察署協議会
会 議 日 時	令和7年12月5日（金曜日）午後3時から午後5時5分
会 議 場 所	鹿屋警察署
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下9人 2 警察署 署長以下13人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 会議次第</p> <p>(1) 会長挨拶</p> <p>(2) 署長挨拶</p> <p>(3) 協議</p> <p>(4) 警察活動視察</p> <p>2 警察署運営状況等の説明 令和7年10月末における管内の治安情勢と署の取組状況</p> <p>3 委員からの意見・要望等</p> <p>【委員】 駐在所、交番に気付かずに通り過ぎることも多いので、のぼり旗や回転灯の設置により地域に存在していることをアピールし、市民が犯罪等に巻き込まれそうな時は、警察署へ相談に行ったり110番するだけではなく、地域の近くの交番や駐在所に電話相談できるような体制にはできないか。 110番へ電話するのは、よほど緊急事態の時以外はしづらいのではないか。</p> <p>【回答】 現在、交番・駐在所前の道路には、オーバーハングの案内板のほかに、赤灯も設置しているが、老朽化により案内板の色が薄くなったり、赤灯が見にくい施設があることから、予算確保しながら修繕すると共に新規に施設を建てる時にはより分かりやすく、回転灯の設置も含め検討させていただく。 また、交番・駐在所の加入電話については、令和5年6月に県下一斉に廃止しており、現在は警察署の代表電話が窓口となっている。 これは、交番・駐在所の勤務員は、警ら、巡回連絡、事案対応等で昼間は不在になることが多く、また駐在所は勤務員がいない日もあることから「交番・駐在所に電話しても不在が多い」という意見があり、警察署の代表電話で申し出や相談を受け付け、対応することになった。 令和6年3月1日からは、警察本部及び警察署の代表電話については、執務時間外（平日の午後5時15分から翌日午前8時30分まで、土日祝日）においては、自動音声ガイダンスになっていることから、相談の方は「警察安全相談」を選択していただくと、相談センターに繋がるようになっている。 これまでどおり、事件・事故など緊急の際は「110番」、相談・御意見・御要望の際は、相談専用ダイヤル「#9110」となっている。 相談センターや警察署で受理した相談については、受持の交番・駐在所とも情報共有している。</p> <p>【委員】 月に数回でもいいので警察官が交通量の多い所に、のぼり旗等を立てて警戒立哨するだけで、市民が普段忘れかけていることを意識できるのではないか。</p> <p>【回答】 現在も、登下校時間帯における交通立哨や見守り活動、交通要点における取締り等実施しているが、質問のとおり、警察官が姿を見せることで、交通安全の意識も向上する効果があると思われることから、勤務員に場所を選定（交通量の多い場所、事故発生地点など）させ、より効果が出るように、のぼり旗やハンドサインを活用した交通立哨を実施していく。</p>	

【委員】

萩塚町の交差点から南町へ向かって澱粉工場までの下り坂で夕暮れ時、無灯火で下ってくる車がいる。

池園町公民館方向から、澱粉工場前の道路を横切る際に下りてくる車が見えづらくてひやりとする事が度々あって非常に危ない。

夕暮れ時、早めの点灯をするように促す、立て看板、標識を立ててほしい。

【回答】

現場確認したところ、萩塚町の交差点から澱粉工場方面へ下り坂を下ってきた車両のうち、数台が無灯火であった。

この日は澱粉工場前の道路を横断する歩行者はいなかったが、薄暮期に萩塚町の交差点方面から無灯火車両が下り坂を下ってきた場合、歩行者の発見が遅れたり、また、歩行者も車の存在に気付かず横断を開始してしまうなど、交通事故に発展してしまう危険性があると感じた。

また、通行車両については、仕事帰りと思われる自家用車やスクールバスなど、殆どが定時通行車両であると思われた。

これらを踏まえ、早めの点灯を促すにはどのような効果的な方法があるか考えたところ、御提案のとおり、立て看板を立てるというのも一つの方法ではあるが、薄暗い中で、いかに看板に気付かせるかという視認性に関する課題や看板の設置場所の選定等、検討を重ねなければならない項目がいくつかあると思われた。

そこで、注意喚起のターゲットが定時通行者であるとすれば、まずは一度薄暮期に萩塚町の交差点に立哨し、当署備え付けの「夕暮時早めのライト点灯」と記載されているプラカードを通行車両に掲示する方法で注意喚起してみようと考えている。

また、看板設置については、先程申し上げた検討事項について関係機関等と協議するなどして必要性を判断したいと考えている。

【委員】

県内各地、鹿屋市でも防災訓練があるが、警察はどのような役割をしているのか。行政や消防との連携はどのように行っているのか。

【回答】

まず、防災に関する警察の役割について説明する。

災害対策基本法において「防災」の定義がなされており、その中身は「災害予防」「災害応急対策」「災害の復旧」の3つに区分されている。

そして、警察の行う災害警備活動の大部分は、このうち「災害応急対策」に属するものである。

しかし、同法には災害警備活動についての包括的な権限規定はなく、若干の権限を除き、多くは本来の警察活動に関する権限を定めた法令の「警察法」及び「警察官職務執行法」の2つを根拠に災害警備活動が行われている。

警察は従来から、災害現場で組織的に活動し、情報収集・避難誘導、救出救助、行方不明者の捜索活動等を行っており、これらが防災における警察の役割となっている。

次に、市町村との関係における警察の役割については災害対策基本法に定められ、相互協力により防災計画を策定すること、防災に関する重要事項の審議のため、市町村防災会議を設置することが明記されている。

また、「鹿屋市防災会議条例」を根拠に、鹿屋警察署長も防災会議の「委員」に任命されている。

したがって、市町村との関係における警察は、市町村からの協力依頼に応じて防災計画の策定に協力することと、防災会議の委員として市町村長の諮問に応じるという役割を担っている。

次に、行政や消防との連携について説明する。

警察では、災害初期の段階で、市町村災害対策本部に「情報連絡員（リエゾン）」を派遣し、自治体、自衛隊、海上保安庁、消防機関等、各関係機関との情報共有及び自治体等との連絡調整を行っている。

共有する情報は、災害の発生状況や、救出救助に関する情報など、災害に関する様々な情報を共有している。

これらの共有した情報に基づき、警察の行う災害警備活動が行われ、必要に応じて消防関係機関等と連携した現場活動なども行われる。

また、この情報連絡員（リエゾン）による連絡調整により、災害対策基本法に定められた、市町村長から警察への要求によって「避難の指示」、「警戒区域の設定」等が行われている。

さらに、警察の活動として「交通の規制」等も行われている。

【委員】

各駐在所毎に連絡協議会があるが、その協議会委員に求めることを教えてほしい。

【回答】

交番・駐在所連絡協議会は、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議することにより安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするということを目的に設置されている。

交番、駐在所が、地域の安全と平穏の確保に当たるためには、地域住民等の意見、要望等の的確な把握がその前提となっていることから、地域社会における身近な問題の提示、地域住民等との検討及び協議の場として、交番・駐在所連絡協議会を明確に位置づけている。

警察から連絡協議会委員には、「警察では気づきにくい身近な問題の提示」、「地域特有の困りごと悩みごと」、「地域の祭礼等の催事、行事について」等、忌憚のない御意見、御要望を提示していただきたいと考えている。

【委員】

垂水市新城、大都の丁字路の交差点に設置されている信号機は感知式の信号機となっている。

停止線まで車が来ないと反応がなく、それを知らない方もいるので渋滞になることがある。

信号無視の車が多いという話も聞く。

「感知式信号なので、停止線まで……」と分かる看板か何か設置していただけたらありがたい。

【回答】

御指摘の交差点は、国道220号と市道が交わる信号交差点に設置された『半感应式信号機』になる。

同信号機のセンサーは、市道から国道に向けて進行してきた車両が停止線付近に停止した際に反応するものである。

また垂水幹部派出所においても同様の通報を受理しており、停止線から離れた場所に車両が停止した際に、センサーが反応しないのを確認している。

対策としては、「半感应式信号機の標示板を付ける」「停止場所の路面標示」等が考えられるが、現在、県警本部交通規制課と改善策を協議している。

【委員】

鹿屋市の郷之原トンネルでは無灯火が多い。

【回答】

郷之原トンネル周辺は、幹線道路であり交通量が多いことから、当署や交通機動隊による交通指導取締りが継続的に行われているところであるが、先月11日同トンネル内において、垂水市方面から進行してきた普通乗用自動車と、鹿屋市街地方面から進行してきた軽四輪乗用車と正面衝突し、軽四輪乗用車を運転していた高齢男性が死亡する交通事故が発生しており、当署としても、発生現場付近における流動警戒や交通指導取締り等運転手に緊張感を与える活動を強化しているところである。

ライトを点灯することにより、自車の存在を周りに知らせる効果があることから、県警では「3ライト運動の」の一環として「トンネル内ライト点灯」を呼びかけているところであり、今後も各種警戒活動を継続して行い、交通事故抑止活動に努めていく。

【委員】

近年子どもの誘拐事案が全国で1,000件に上ると耳にし、その多さに大きな衝撃を受けている。

地域で子どもたちを見守る立場として、実際の発生状況や要因、警察として把握している最新の実情を教えてください。

また、地域住民や家庭、学校など私たちが日常で取り組める具体的な防犯対策についても御指導いただきたい。

【回答】

県警察では、昨年、誘拐を9件認知し、全て検挙しており、本年は、10月末現在、4件認知し、全て検挙している。

当署では、10月に、SNSを通じて知り合った10代少女を誘拐した疑いで成人男性1人を現行犯逮捕している。

事前にとれる対策について、子供達にお願いしたいことは、「知らない人にはついて行かない。」「危ないと思ったら大声で助けを求め、すぐに逃げる。」「防犯ブザーやホイッスルなどを持参する。」などの約束を覚え、実践してもらうことが重要である。

次に、保護者の方をお願いしたいことは、家庭において、日頃から危険な場所や行動について子供達と話して欲しい。子供達が、スマートフォンのSNSを通じて知り合った相手により性被害に遭うケースが増えていることから、子供達が利用しているスマートフォンに、どのようなアプリがあるかを確認したり、フィルタリングを設定するなど必要な対策をお願いしたい。

最後に地域の方をお願いしたいことは、防犯パトロールの参加や見守り活動の強化、通学路の安全点検などが考えられる。

警察では、学校や地域の防犯教室などを実施して防犯意識・能力の向上のための啓発活動を行ったり、子供達を狙った犯罪の特徴について、県警ホームページやあんしんメールを通じて情報発信を行っており、同活動等を通じて、子供達を犯罪から守る取組を推進してまいりたい。

【委員】

猟銃の更新の手続を失念し、失効したため、受け直さないといけなくなったという住民の話を目にした。免許更新のように、事前に通知できないのか。

【回答】

猟銃は許可制度となっており、3年おきに更新をしなければならない。

許可を受けた者には許可証を渡しており、許可証を確認すれば、次回の更新時期を記載している。

猟銃許可は、特別に許可しているという位置づけにあり、許可を受けた者において厳格に管理してもらいたい。

さらには1年に1回は銃砲検査があり、その際にも更新時期については、所持者ごとに広報しているため、更新前の事前通知の必要性はないものと考えている。

4 諮問・答申

【諮問】

当署管内における本年9月末現在の特殊詐欺被害件数は、うそ電話詐欺12件（前年同期比+8件）、SNS型投資・ロマンス詐欺10件（前年同期比+5件）と前年を上回り、被害額は、うそ電話詐欺が約1,500万円の増加、SNS型投資・ロマンス詐欺が約8,000万円の増加と大きく前年を上回っており、これ以降も増え続けている状況である。

被害防止対策として、県警ホームページやSNSを使った広報、当署でも、交番・駐在所の広報紙による広報、巡回連絡における口頭での呼びかけ、各種会合における広報のほか、水際対策として、コンビニエンスストアには、電子マネー購入者への声かけ、金融機関には、ATM利用者への積極的な声かけや高額預貯金の払い戻しに係る通報の依頼などをお願いしている。

このほか、今後は、一里山交差点の電光掲示板を活用した広報、署のロビーにおけるモニターを活用した広報なども準備中であり、様々な場面等で被害防止対策を講じているところであるが、このような取組みをすれば被害防止につながるのではないかとアドバイス、アイデア等、御意見（答申）いただきたい。

【答申等】

- ・ 警察の講話は堅くなりがちなので、引きつけるような話題を提供してもらいたい。それぞれの年代に合わせた内容、講師、話し方など工夫してもらいたい。場合によっては言葉を崩して鹿児島弁で講話してもいいのではないかと。「ロマンスにひっかかりやんな！」など。
- ・ 先日京都府警を名乗る詐欺電話がかかってきて改めて誰でもこのような電話に騙される可能性を実感した。
- ・ 町内放送などで耳に残る広報はできないか。地元住民の意識高揚につながるのではないかと。
- ・ 懲役、罰金刑等のポスターを掲示すれば、犯罪を起こす側の抑止につながるのではないかと。
- ・ 先日、一人暮らしの高齢の母が知らない人と30分も話していたため、固定電話を外した。ロマンスなど甘い言葉に絶対に騙されないという強い姿勢が大事。
- ・ 身に覚えのない電話やSNSは絶対に出たり、開いたりしないことが大事である。そのためにも各家庭で話し合う機会や、一人暮らしの高齢者等を対象に自治会単位等で対策会議を開催して詐欺に遭わないためどうすればいいかということを考える機会を作る必要がある。（自治会あるいは交番駐在所等主催）
- ・ 若い人は理解が早いですが、高齢者は時間がかかる。身近な取り組みが重要。
- ・ 私は店を営んでおり、FMかのやを流しているが、よく「今、詐欺電話がかかってきた」というタイムリーな内容の放送が流れたりする。高齢者はラジオを聞く人が多いと思われるため広報媒体としてラジオを活用すればどうか。
- ・ 店では地域の人が集まるのでパンフレットをいただければ、声掛けをしたい。
- ・ 防犯も大事であるが、犯罪を起こす人を減らす対策が必要、道徳的なこと（人を騙すことは悪いことなど）を教育、犯罪をしないという社会づくりが必要である。
- ・ うっかり見知らぬ電話に出て騙されるということもあるため、本日配布されたパンフレットに掲載された相談ダイヤルをもっと広く広報すべきである。
- ・ 高齢者対策として、町内会の敬老会など、高齢者が集まる場所で駐在所員が講話を行い、被害に遭わないよう呼びかける。
- ・ 青少年対策として、中学校、高校に出向き、親も含めた場面で、金欲しさで安易なバイトだと騙され、詐欺の架け子や受け子をやってしまうと、人生がダメになるとい

う話を行ってはどうか。各学校には推進委員という方々がおり、それらの方を活用すれば学校行事等の情報が取れると思う。

- ・ 少し前、警察でも行っていた寸劇を中学、高校の演劇部と一緒にって取り組み、特殊詐欺被害防止につなげていけば、あらゆる年代にもわかりやすく、被害防止になるのではないか。
- ・ 詐欺もアップデートしているので、警察も最新の情報を提供してほしい。

備 考	
-----	--